

借換え申請書兼借換え対象者確認書

次のとおり、市制度融資資金について借換えをしたいので、借換え対象者である旨の金融機関からの確認（下段）を添えて申請します。

1. 申請者 住所（所在地）
名称（法人名または屋号）
氏名（代表者名） ⑩

2. 借換え元の資金

資金名	融資期間	残高 額	月返済額
	年 月 日～ 年 月 日	千円	千円
	年 月 日～ 年 月 日	千円	千円
	年 月 日～ 年 月 日	千円	千円
	年 月 日～ 年 月 日	千円	千円
	年 月 日～ 年 月 日	千円	千円
① 小 計		(A) 千円	(C) 千円
②増額借入希望額		(B) 千円	(D) 千円
③借入申込額（①と②の合計）		(A)+(B) 千円	(E) 千円

3. 借換え先資金の融資期間及び借入額

借換え先資金名（該当する資金に☑）	融資期間	借入 額
<input type="checkbox"/> 普通事業資金 <input type="checkbox"/> 特定中小企業者対策資金	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日	千円

4. 今回の借入による効果

1、新規借入を伴わない場合（同額借換）

(C) - (E) = 千円 (F) (=毎月の返済負担軽減効果)

(F) × 12 = 千円 (G) (=年間の返済負担軽減効果)

2、新規借入を伴う場合

(C) + (D) = 千円 (H) (=新規借入のみをした場合の毎月返済額)

(H) - (E) = 千円 (I) (=毎月の返済負担軽減効果)

(I) × 12 = 千円 (J) (=年間の返済負担軽減効果)

5. 今後計画的に取り組む事項（借換の理由なども含め具体的に記入してください）

借換え先資金取扱金融機関の確認

上記申請人は、船橋市資金繰り円滑化借換融資制度取扱要綱第2条に規定する「借換の資格要件」を満たし、同要綱第4条に規定する「借換えすることができない者」には該当しません。

また、同要綱第5条に規定する「禁止する借換え」ではないことは確認済みであり、上記内容について相違ありません。

令和 年 月 日

取扱金融機関

銀行・信用金庫

支店

支店長

⑩

※ 裏面に船橋市資金繰り円滑化借換融資制度取扱要綱の記載があります。

○船橋市資金繰り円滑化借換融資制度取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市中小企業融資規則（昭和51年船橋市規則第12号。以下「規則」という。）に基づき千葉県信用保証協会の保証により融資した既往借入資金の借換え及び当該借換えに伴う新たな事業資金の借入れを促進することにより、中小企業者に対し月々の返済額の軽減及び資金調達の円滑化等を推進することを目的とする。

(借換への資格要件)

第2条 規則第3条第1項に規定する融資の要件のほか、借換え先の資金が規則第2条第7号に規定する特定中小企業者対策資金にあっては、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号のいずれかに該当する特定中小企業者又はこれに準ずる者として市長が別に定める中小企業者であること。

(借換え先の資金)

第3条 借換え先となる資金は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 規則第2条第4号イに規定する普通事業資金
- (2) 規則第2条第7号に規定する特定中小企業者対策資金

(借換えすることができない者)

第4条 次の各号に掲げる者は借換えをすることができない。

- (1) 更正手続開始の申立てをした者
- (2) 再生手続開始の申立てをした者
- (3) 破産手続開始の申立てをした者
- (4) 特別清算開始の申立てをした者
- (5) 手形又は小切手の不渡りを出してから6箇月以内に2回目の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けた者
- (6) 手形交換所で第1回目の不渡りが発生してから、6箇月を経過していない者
- (7) 申込者名義の預金・資産に対して、仮差押又は差押の命令通知が發送されている者
- (8) 廃業・長期休業により、借入金について現行の契約どおりの返済が不可能あるいは困難となっている者

(禁止される借換え)

第5条 規則に基づき融資がなされた資金以外の資金を借り換えることはできない。

2 規則に基づき融資がなされた資金を借り換える場合であっても次に掲げる場合の借換えはすることができない。

- (1) 責任共有対象外保証（責任共有制度要綱（平成18年中庁第2号第4）に規定する保証）を付したものの以外の資金から責任共有対象外保証を付する資金への借換え
- (2) 月々の返済額が軽減されない借換え
- (3) 借換え元の資金が一つである借換え
- (4) 返済が一括払いによる資金及び返済が据置期間中である資金の借換え
- (5) 融資期間の延長を行っている資金の借換え
- (6) 既に借換えを行った資金を含めた新たな借換え

(制限等)

第6条 借換え先の金融機関において、当該金融機関以外で融資を受けた資金を借り換える場合にあっては、事前に借換え前の資金の融資を受けた金融機関の承諾を要する。

2 借換えをするに当たり、借換え時の融資の残高に上乗せして借り入れることができる。

(融資の限度額)

第7条 規則第4条第1項第6号が規定する「特定中小企業者対策資金について、借換えの場合にあっては3,000万円」の融資の限度額のうち、第6条第2項に規定する上乗せして借り入れることができる融資の限度額は2,000万円とする。

(申込み)

第8条 借換への申込みをする場合は、規則第10条に規定する資金の申込みに必要な書類（借換え先の資金が規則第2条第7号に規定する特定中小企業者対策資金での申込みにあっては、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号までの認定書又は東日本大震災復興緊急保証の認定書を含む）と併せて、借換え申請書兼借換え対象者確認書（様式1）を提出するものとする。また、必要に応じて借換保証制度に係る返済同意書（信用保証協会所定様式）を提出するものとする。